

改定内容（網掛け部分）

マンツーマンコミッショナーの設置および競技会（試合）における運用について

〔マンツーマンコミッショナー設置の目的〕

マンツーマンコミッショナー（以下、「コミッショナー」）の設置の主な目的は試合における違反行為を取り締まることではなく、マンツーマンに対する理解を推進し、円滑に試合運営を行い、より子どもたちがバスケットボールを楽しめる環境を構築すること。

〔マンツーマンコミッショナーの任務〕

ゲーム中はコミッショナーがマンツーマンディフェンスを監督・管理する。マンツーマンディフェンス基準規則（以下、「基準規則」）違反の判断はコミッショナーが行い、コミッショナーのいない大会でも、審判員の判断だけで処置をくだすことはない。

- (1) コミッショナーは違反行為が生じた際に「黄色（注意）」の旗を振り、そのチームのベンチを指し、コーチ・選手の対応を確認する。
- (2) 改善しない場合は、「赤色（警告）」の旗を上げ、ゲームクロックが止まった際に審判に伝達し、TO席の前で両チームのコーチに対して内容を簡潔に説明する。（審判により、コーチに警告が与えられる）
- (3) 同じチームの 2 回目以降の違反行為に対しては、1 回目と同様にゲームクロックが止まった際に審判に伝達し、TO席の前で両チームのコーチに対して内容を簡潔に説明する。（審判により、コーチにテクニカル・ファウルが与えられる）

(4) 「赤色（警告）」の旗が掲げられた場合、コミッショナーはボールの保持が変わった時およびボールがデッドになった時に速やかにホイッスル・ブザー等で審判に知らせてゲームを止める。オフィシャルはホイッスル・ブザー等と同時にゲームクロックを止める。ゲームを止めた後は、赤旗に関する処置を行う。

■ ボールのチームコントロールが変わる時（ボールの保持が変わる時）

- ・ オフェンス側自身のミスやディフェンス側がスティールすることにより、ディフェンス側がボールをコントロールした時
- ・ ディフェンスリバウンドをコントロールした時
- ・ フィールドゴール成功時
- ・ ファウル・バイオレーションが起こった時

■ ボールは次のときにデッドになる（競技規則第 10 条ボールのステータス（状態）、10-3）

- ・ フィールドゴールあるいはフリースローが成功した時
- ・ ボールがライブで審判が笛を鳴らした時
- ・ フリースローでボールがバスケットに入らないことが明らかになり、その後：
 - あとにフリースローが続く時
 - 別の罰則（フリースローやボールのポゼッション）がある時
- ・ ピリオド終了のゲームクロックのブザーが鳴った時
- ・ チームがボールをコントロールしている間にショットクロックのブザーが鳴った時
- 【補足】ただし、ショットクロックのブザーが誤って鳴った時は除く。
- ・ ショットされたボールが空中にある間に次のいずれかが起こった後で、どちらかのチームのプレーヤーがボールに触れた時：
 - 審判が笛を鳴らした後
 - ピリオド終了のゲームクロックのブザーが鳴った後

–ショットクロックのブザーが鳴った後

(具体的な対応)

- ・防御側がボールを獲得した時は、ゲームを止める。
- ・攻撃側が得点を取った時は、得点を認め、ゲームを止める。
- ・攻撃側がオフェンスリバウンドを取った時は、まだボール保持があり得点を取る機会が継続しているためゲームは止めない。
- ・審判が笛を鳴らした時は、ゲームを止める。
- ・プレーが止まるまでに起きたことは全て記録する。

※違反行為の数はコミッショナーが管理する。

※審判が「赤色(警告)」の旗に気付かない場合は、ゲームクロックが止まった際にブザーを鳴らすことも可とする。

※悪質な違反行為については、「黄色(注意)」の旗を振らずに、「赤色(警告)」の旗を上げることも可とする。(試合終了間際など)

※体力、技術不足により故意ではない違反行為が発生する可能性もあるため、違反行為の判定にあたっては留意する。

※ピリオド間、ハーフタイム等も必要に応じてコーチ・審判員とコミュニケーションを図り、円滑に試合を進めるよう努める。

※試合終了後、速やかに競技会主催者(競技本部等)に報告する。

〔審判員の任務〕

日本全国において一貫した基準でのマンツーマンの推進を行うことが目的であり、違反行為を取り締まることが目的ではないことを理解する。審判員はコミッショナーと密に連携を図り、円滑な試合運営を行う。

(1) 1 回目の赤い旗が上げられた場合

赤い旗が上がり、最初にゲームクロックが止まった際、クルーチーフ(主審)は TO 席の前に両チームのコーチを集め、コミッショナーからの説明後に、当該コーチに対し警告(1 回目)であることを明確に伝える。この間、アンパイア(副審)はコート内の選手を把握し、すぐにゲームが再開できるようにその場に待機させる。

コーチから選手に説明が必要な場合、TO 席前にコート上の 5 人の選手を集め説明を行わせた後、速やかにゲームを再開させる。

※他の罰則によりフリースローがある場合は、コミッショナーによる説明を行い、当該コーチに警告を与えた後フリースローを行い、ゲームを再開する。

※不必要に時間をかけずに、ゲームの再開を速やかに行う。

(2) 2 回目の赤い旗が上げられた場合

赤い旗が上がり、それが**同じチームの 2 回目以降**の違反行為の場合は、最初にゲームクロックが止まった際、主審は TO 席の前に両チームのコーチを集め、コミッショナーからの説明後に、当該コーチに対しテクニカル・ファウルを宣する。

※相手チームに**1 個**(ミニバスケットボールにおいては**2 個**)のフリースローとスローインを与える。

※他の罰則によるフリースローがある場合は、(5)のとおり処置を行う。

(3) 各ピリオドの終了間際の処置について

各ピリオド(延長時限を含む)の終了間際に違反行為が生じ、コミッショナーの旗(赤色)が上がり、そのままゲームクロックが止まらずに**各ピリオドが終了**した場合、その警告および罰則は**すべて有効**とする。

① 1 回目の違反行為(赤色の旗・警告)の場合、各ピリオドが終了したのち、主審は TO 席の前に両チームのコーチを集め、コミッショナーからの説明後に、当該コーチに対し警告(1 回目)であるこ

とを明確に伝える。

※インターバルの時間は、コーチに警告が与えられた後からはかり始める。

- ②同じチームの2回目以降の違反行為(赤色の旗・警告)の場合は、各ピリオドの終了後ただちに相手チームに1個(ミニバスケットボールにおいては2個)のフリースローを与える。

※インターバルの時間は、フリースローが終わってからはかり始める。

※次のピリオドは、センターラインのアウト・オブ・バウンズからのスローインで開始される。(ファウルの罰則によるスローインなので、スローインが終わっても、ポジション・アローの向きは変えない)

- (4)ゲーム終了間際(第4ピリオド・延長時限)残り2分を切ったからの違反行為(赤色の旗・警告)については、1回目の警告でもテクニカル・ファウルの対象とする。

※試合の勝利を意識しての意図的なイリーガルディフェンスは、1回目の警告でテクニカル・ファウルとなる。

※※本項は、ミニバスケットボールにおいては適用しない。

- (5)他の行為による罰則と基準規則違反による罰則(テクニカル・ファウル)が重なった場合

- ①他の罰則によりフリースローが与えられるときは、コミッショナーによる説明を行った後、他の罰則の処置を行い、最後に、基準規則違反によるテクニカル・ファウルの罰則を適用する。

《注意》

基準規則違反によるテクニカル・ファウルの罰則が適用される前に、新たに別のテクニカル・ファウルが宣せられた場合など、罰則の重さが等しい場合は競技規則第42条『特別な処置をする場合』に従い、処置をする。

但し、ミニバスケットボールでの適用については、「友情・ほほえみ・フェアプレーの精神」により、全て罰則を平等に適用することが望ましいとの考えから、競技規則第42条を適用せずに、**起きた順序**に従ってすべてのフリースローを行う。

- ②それぞれの罰則に含まれているスローインは取り消され、最後の処置(基準規則違反のテクニカル・ファウル)の罰則に含まれるスローインでゲームを再開する。

- (6)その他

・コミッショナーの対応(赤色の旗・警告)とタイム・アウトの請求が重なった場合は、コミッショナーの説明を済ませた後、審判がタイム・アウトを宣する。

罰則(テクニカル・ファウル)が適用される場合は、タイム・アウトの後、フリースローを行い、罰則によるスローインでゲームを再開する。

・基準規則違反によるテクニカル・ファウルは、コーチ自身のファウルとして記録し、**チーム・ファウルに数えない**。(スコアシートにはコーチの欄に「C」と記録する。但し、ミニバスケットボールでは「T」と記録する)

※コーチ自身にテクニカル・ファウルが2回記録された場合、コーチは失格・退場になる。(競技規則第36条)但し、ミニバスケットボールにおいては適用されない。

〔大会主催者の任務〕

- ・競技会主催者は、大会要項に「マンツーマンディフェンスの基準規則」に則ることを記載する。
- ・試合が見渡せる場所(TO 席側)にコミッショナー席を置く。事前に両チームのコーチには着席場所を伝えておくこと。
- ・コミッショナーの人数については1名または2名とする。
- ・競技会主催者は、競技会終了後に所属都道府県協会のマンツーマンディレクターに報告書を提出する。

以上

2016年3月25日改定
2017年10月25日改定
2018年4月1日改定